

横浜市外の給付対象施設・事業所代表者各位

横浜市こども青少年局保育・教育給付課長

## 【横浜市児童分】令和 7 年度 4 月分から 9 月分の請求において、 令和 6 年度までの加算項目で支払をした場合の対応について

日頃より、本市の教育・保育行政にご協力いただき、誠にありがとうございます。

横浜市外に所在する事業所のうち、【横浜市児童分】の令和 7 年度 4 月分から 9 月分までの給付費を請求された場合で、令和 6 年度までの加算項目で支払をした場合の対応について依頼します。

### 1 対象施設について

令和 7 年度 4 月分から 9 月分までの給付費を請求する際、令和 6 年度までの加算項目で請求明細書を作成し、支払いを受けた事業所。

### 2 今後の対応について

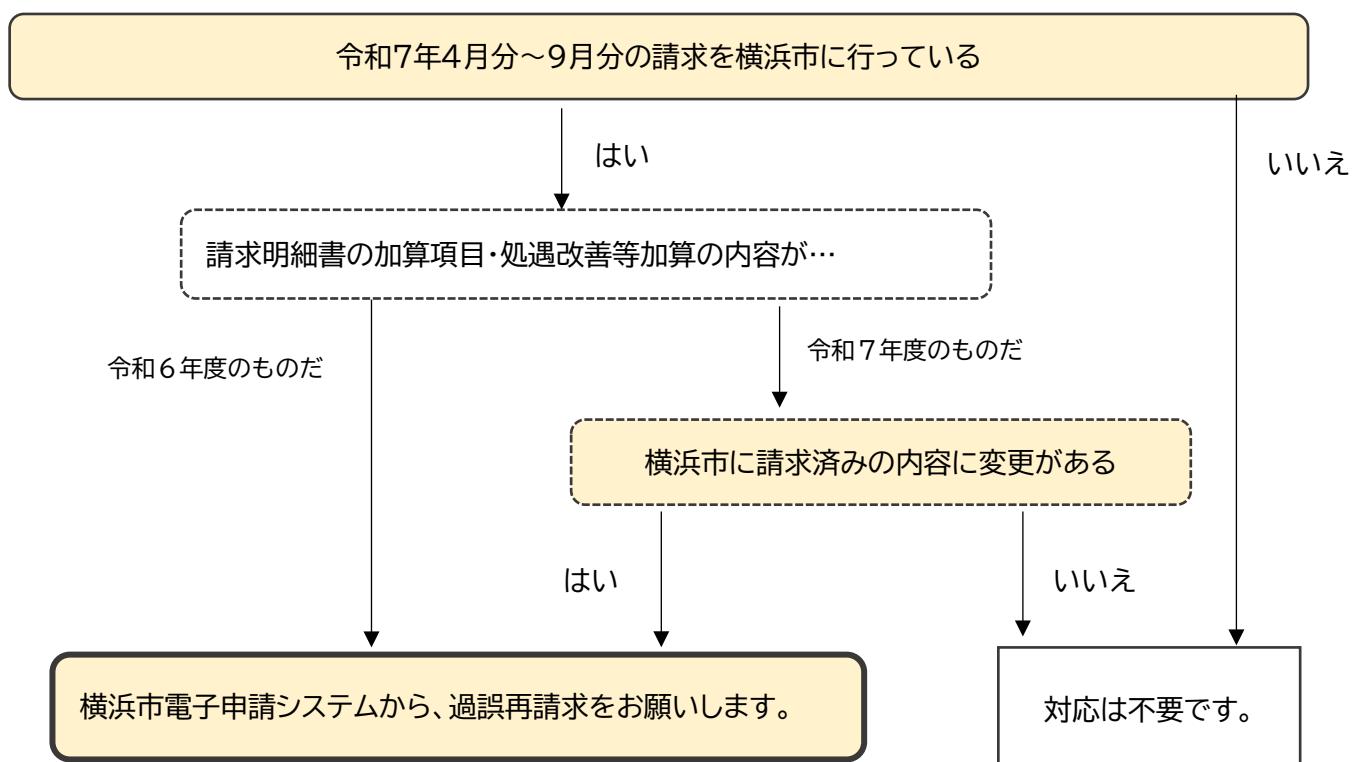
本市ホームページにアップロードされている令和 7 年度の制度改正が反映された請求明細書をダウンロードし、過誤申立書と共に作成の上、横浜市電子申請システムより過誤再請求※を行ってください。

請求内容の確認を行い、令和 7 年度制度改正後の金額で支払いをいたします。

※過誤再請求とは、既に支給済みの金額について、加算内容の変更などで金額に差異があった場合に、正しい金額で再請求していただくことです。

### 3 フローチャート

以下のフローチャートに沿って、対象施設かをご確認ください。



#### 4 対応期限

令和8年1月30日（金）までに横浜市電子申請システムで送信してください。

支払時期は、2月末を予定しています。

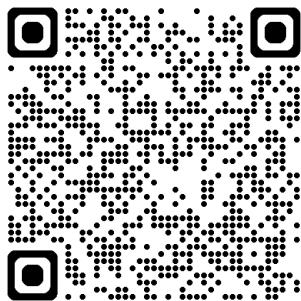
#### 5 横浜市ホームページ URL

横浜市のホームページから様式をダウンロードし、電子申請をお願いします。

横浜市 市外の施設	検索
-----------	----

【市外の施設様向け】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku//kosodateshien/shinseido/sigaisisetsu.html>



【担当】 横浜市こども青少年局

保育・教育給付課市外施設給付担当

電話：045-671-0206

Mail : kd-sgkyufu@city.yokohama.lg.jp